

畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱

3 畜産第 1560 号

令和 4 年 4 月 1 日

最終改正 令和 5 年 3 月 31 日

農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第 1 畜産・酪農の生産基盤の強化を図るため、優れた個体の選抜・利用による家畜能力の向上、家畜の能力を十分に発揮させる飼養環境づくりとともに、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営の確立に係る取組を推進する。

(通則)

第 2 畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年度 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 3 補助金は、生涯生産性の向上や多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進等の取組、繁殖基盤の強化に資する繁殖肥育一貫経営等を育成する取組、和牛の信頼確保のための遺伝子型の検査の取組、草地改良や飼料作物の優良品種の利用による草地生産性向上に向けた取組、飼料生産組織の作業効率化・組織運営強化の取組、子実用とうもろこし等国産濃厚飼料の生産・利用拡大に向けた取組、地域の未利用資源活用やエコフィード製造コストの低減等によるエコフィードの安定的な生産利用体制の構築を図る取組及び荒廃農地等における放牧の取組を支援することにより、我が国の畜産の生産基盤の強化を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第 4 本事業において実施する事業の内容及び事業実施主体については、別表 1 のとおりとする。また、本事業に係る細目及び具体的な手続等は、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定めるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第 5 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、第 4 の事業実施主体（以下「補助事業

者」という。)が行う次の各号に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 家畜能力等向上強化推進
- (2) 繁殖肥育一貫経営等育成支援
- (3) 和牛の信頼確保対策
- (4) 草地生産性向上対策
 - ① リスク分散型草地改良推進
 - ② 飼料作物優良品種利用・安定生産対策
- (5) 飼料生産利用体系高効率化対策
 - ① 飼料生産組織強化対策
 - ② 国産濃厚飼料生産・利用拡大対策
- (6) 国産飼料資源生産利用拡大対策
 - ① 未利用資源活用対策
 - ② 放牧活用型持続的畜産生産推進

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

(流用の禁止)

第6 別表2の区分の欄に掲げる1から6までの事業に係る経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表2の経費の欄に掲げる事業ごとに、それぞれに対応した交付決定者の欄の大臣又は地方農政局長等(補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務局長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)(以下「大臣等」という。)に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者が大臣の場合にあっては畜産局長が、交付決定者が地方農政局長等の場合にあっては当該地方農政局長等がそれぞれ別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第9 大臣等は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第7第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

- 第10 補助事業者は、第7第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第9第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣等に提出しなければならない。

(契約等)

- 第11 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、遅滞なく大臣等に届け出なければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、随意契約によることができる。なお、随意契約を行う場合は、複数の業者より見積りを提出させることとする。
- 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

- 第12 補助事業者は、第9第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第13 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第14に定める軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第14に定める軽微な変更を除く。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合の他、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣等の承認を受けることができる。
- 3 大臣等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽微な変更)

- 第14 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外のものとする。

(事業遅延の届出)

- 第 15 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を大臣等に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第 16 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに大臣等に提出しなければならない。ただし、別記様式第 6 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項に規定する時期のほか、大臣等は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

- 第 17 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 6 号の概算払請求書を大臣等及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。
- なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。
- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、遅滞なく当該概算払を受けた補助金の額を間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

- 第 18 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、補助事業者が補助事業を完了したとき（第 13 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣等に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号により作成した年度終了実績報告書を大臣等に提出しなければならない。
- 3 第 7 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第 7 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかにその金額（前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号の消費税仕

入控除税額報告書により大臣等に報告するとともに、大臣等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣等に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第19 大臣等は、第18第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 大臣等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第20 補助事業者は、第19第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第18第1項に準じて提出するものとする。

2 大臣等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第19第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第19第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第21 大臣等は、第13第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第9の規定による交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期

間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 19 第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第 22 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 23 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 5 号の規定により大臣が定める財産は牛、豚及び草地等とする。

3 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。なお、草地等については 5 年間とする。

4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣等の承認を受けなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 7 第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 9 第 1 項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣等の承認を受けたものとみなす。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

6 第 4 項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入（草地等にあつては実証に係る補助金額）の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第 24 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣等に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第 25 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第26 補助事業者は、第7第1項の規定による交付の申請、第10の規定による申請の取下げ、第13第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第16の規定による状況報告、第17の規定による概算払請求、第18第1項による実績報告、第18第2項による年度終了実績報告及び第18第4項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告(以下「交付申請等」という。)等については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「eMAFF」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の全部又は一部を書面により提出することを妨げない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、eMAFFにより提供する様式によるものとする。
 - 3 大臣等は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、eMAFFを使用する方法により行うことができる。
 - 4 補助事業者が第1項の規定により eMAFF を使用する方法により交付申請等を行う場合は、eMAFF のサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際に付すべき条件)

第27 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第4、第11、第13～16、第19、第20～22、第24及び第25の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産(草地等を含む。)及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、草地等については5年間、その他大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により

補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入（草地等にあつては実証に係る補助金額）の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

(事業実施の手続)

第 28 補助事業者は、第 7 第 1 項に規定する交付申請書を提出する際、畜産局長が別に定める事業実施計画を添付するものとする。

2 別表 2 の重要な変更欄に該当する変更により、第 13 第 1 項に規定する変更等承認申請書を提出する際、変更する事業実施計画（変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。）を添付するものとする。

3 補助事業者は、第 18 第 1 項に規定する実績報告書を提出する際、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付した事業実施計画に実績（変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。）を反映したものを添付するものとする。

(事業達成状況の報告)

第 29 補助事業者は、畜産局長が別に定めるところにより、事業達成状況を畜産局長又は地方農政局長等に報告するものとする。

(事業の評価等)

第 30 補助事業者は、畜産局長が別に定めるところにより、事業実施計画により定めた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、畜産局長又は地方農政局長等に報告するものとする。

(助成措置)

第 31 国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要綱及び畜産局長が別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

(事業の推進指導等)

第 32 国は、本事業の適正かつ円滑な推進を図るため、都道府県、市町村及び関係団体等の協力を得つつ、事業の趣旨、内容等の周知及び事業実施主体に対する助言・指導その他必要な支援に努めるものとする。

(他の施策との関連)

第 33 本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 家畜共済の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の受益者となる畜産農家等は、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。

(2) みどりのチェックシートの実践

補助事業者は、本事業の受益者となる畜産農家等が、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）で定めたチェックシートの取組内容について、畜産農家等自らがその生産活動の点検を行っていることを確認するものとする。ただし、第4において畜産局長が別に定める本事業に係る細目及び具体的な手続等に規定する取組内容に限る。

(3) 労働安全の確保

補助事業者は、作業従事者及び本作業の受益者となる農業者等に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとする。

(4) 農業共済及び保険の活用

本事業により機械・施設等を整備する場合にあっては、天災等による被災した際に円滑な施設等の補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度や民間事業者の損害補償保険（天災等に対する補償）、動産総合保険（盗難補償）等の保険に加入するよう努めるものとする。

(5) 重複助成の禁止

補助事業者は同一年度に本事業の助成対象経費について、国又は独立行政法人が助成する他の事業による助成を受けることができないものとする。

(6) 農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン

スマート農機、農業ロボット（ほ乳ロボット等）、ほ場や牛の情報を取得する IoT 機器等を導入（リースも含む。）する場合、そのシステムサービス提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得する場合には、補助事業者（補助事業者以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結することとする。

(7) 配合飼料価格安定制度への継続加入

本事業（第4において畜産局長が別に定める本事業に係る細目及び具体的な手続等に規定する取組内容に限る。）において配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。）が受益者となる取組の場合には、当該畜産経営者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。ただし、事業実施年度の前年度に契約を締結していない畜産経営者、自給飼料への転換等により配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある畜産経営者及び不特定の者が受益する取組を行う畜産経営者については、この限りではない。

(その他)

第34 この事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、畜産局長が別に定めるものとする。

附 則（令和4年4月1日付け3畜産第1560号）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付要綱（平成31年4月1日付け30生畜第1625号農林水産事務次官依命通知）及び畜産生産力

・生産体制強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生畜第1582号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。

- 3 2による廃止前の畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付要綱及び畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日付け4畜産第2461号）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 1による改正前の本要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

別表1 (第4関係)

| 事業内容 | 事業実施主体 |
|--|---|
| <p>1 家畜能力等向上強化推進</p> <p>(1) 乳用牛</p> <p>① 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進</p> <p>② 多様な育種素材の評価活用対策</p> | <p>1 事業内容欄の1の事業実施主体は、次の(1)から(3)までに掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 事業内容の欄の1の(1)、(2)の①、(2)の③、(3)の①、(3)の②のイ及びウ、(3)の③及び④の事業実施主体は、次の①から④までのいずれかに該当する者のうち、全国を区域とする者とする。</p> <p>① 事業協同組合又は事業協同組合連合会(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>③ その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。)</p> <p>④ ①から③までのいずれかに該当する者が連携して組織する集団</p> |
| <p>(2) 肉用牛</p> <p>① 地域固有系統の再構築等支援対策</p> <p>ア 近交係数上昇抑制改良手法の検討</p> <p>イ 地域固有系統の再構築</p> <p>② 多様な種雄牛の活用促進対策</p> <p>ア 希少系統種雄牛産子肥育奨励金</p> <p>③ 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策</p> <p>ア 産肉情報基盤の強化・活用</p> <p>イ 新たな改良形質の検討・評価</p> <p>ウ 肉用牛の出荷時期早期化対策</p> | <p>(2) 事業内容の欄の1の(2)の②のア、(3)の②のアの事業実施主体は、次の①から⑨までに該当する者とする。</p> <p>① 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に定める農事組合法人をいう。)</p> <p>② 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。)</p> <p>③ 株式会社又は持分会社であって、農業を主たる事業として営むもの。ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。</p> <p>ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。</p> <p>イ その総株主又は総出資者の議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。)の2分の1以上がアに掲げるもの(②又は⑦に該当するものを除く。)の所有に属しているもの。</p> <p>④ 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項の特定農業団体をいう。)</p> <p>⑤ 事業協同組合又は事業協同組合連合会(定款において農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>⑥ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>⑦ 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)</p> <p>⑧ その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組</p> |
| <p>(3) 豚</p> <p>① 遺伝子検査等の推進</p> | <p>⑦ 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)</p> <p>⑧ その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組</p> |

| | |
|---|---|
| <p>② 遺伝的能力評価の基礎となる血縁構築の推進</p> <p>ア 地域血縁構築推進</p> <p>イ 全国血縁構築推進</p> <p>ウ 種豚改良データ分析のためのプログラム開発</p> <p>③ 遺伝的能力評価を加速するための全国的血縁構築の推進</p> <p>④ ベンチマークの活用推進</p> <p>ア ベンチマークの検討</p> <p>イ ベンチマークの導入支援</p> | <p>織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。)</p> <p>⑨ 3戸以上の農業者から構成される集団又は3戸以上の農業者及び農協等で構成される集団とし、次の事項について規約を定めていること。</p> <p>ア 生産者集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項</p> <p>イ 生産者集団の組織及び運営に関する事項</p> <p>ウ 集団活動に関する事項</p> <p>エ 会計、補助金の管理及び用途に関する事項</p> <p>(3) 事業内容欄の1の(4)の事業実施主体は、次の①から⑦までのいずれかに該当する者とする。</p> <p>① 民間企業</p> <p>② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>③ 事業協同組合又は事業協同組合連合会(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>④ 特定非営利活動法人</p> <p>⑤ 独立行政法人</p> <p>⑥ 協議会(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。)</p> <p>⑦ 都道府県(事業内容欄の1の(4)の②の取組に限る。)</p> |
| <p>(4) 鶏</p> <p>① 始原生殖細胞(PGCs)の凍結保存等技術の習得及び普及</p> <p>ア 技術習得の推進</p> <p>イ 技術普及の推進</p> <p>② 始原生殖細胞(PGCs)の凍結保存等技術を導入及び推進する取組</p> | |

| | |
|---|--|
| <p>2 繁殖肥育一貫経営等育成支援</p> <p>(1) 繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策</p> <p>① 交雑種雌牛の導入支援</p> <p>② 和牛受精卵の移植支援</p> <p>(2) 地域内一貫生産への円滑な移行対策</p> <p>(3) 公共牧場の新たな活用</p> | <p>2 事業内容欄の2の事業実施主体は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者のうち、全国を区域とする者とする。</p> <p>(1) 事業協同組合又は事業協同組合連合会(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>(2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>(3) その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。)</p> <p>(4) (1)から(3)までのいずれかに該当する者が連携して組織する集団</p> |
| <p>3 和牛の信頼確保対策</p> <p>(1) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング体制の構築</p> <p>(2) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング調査の実施</p> | <p>3 事業内容欄の3の事業実施主体は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者のうち、全国を区域とする者とする。</p> <p>(1) 事業協同組合又は事業協同組合連合会(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>(2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>(3) その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。)</p> <p>(4) (1)から(3)までのいずれかに該当する者が連携して組織する集団</p> |
| <p>4 草地生産性向上対策</p> <p>(1) リスク分散型草地改良推進</p> <p>① 事業実施主体が②の取組に関連して行う調査分析及び技術普及</p> <p>② 調査分析等に基づき事業実施主体が行うリスク分散型草地改良の取組</p> | <p>4 事業内容欄の4の(1)及び(2)の事業実施主体は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 事業内容欄の4の(1)の事業実施主体は次に掲げる者とする。</p> <p>① 農業協同組合又は農業協同組合連合会</p> <p>② 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)</p> <p>③ 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に定める農事組合法人をいう。)</p> <p>④ 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。)</p> <p>⑤ 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する団体をいう。)</p> <p>⑥ その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。)</p> <p>⑦ その他地方農政局長等が認める団体。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(2) 飼料作物優良品種利用・安定生産対策</p> <p>① 優良品種の迅速普及</p> <p>② 粗飼料増産・安定生産対策</p> <p>③ 飼料作物種子安定供給対策</p> | <p>(2) 事業内容欄の4の(2)の事業実施主体は次に掲げる者とする。</p> <p>① 民間企業</p> <p>② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）</p> <p>③ 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）</p> <p>④ 学校法人</p> <p>⑤ 特定非営利活動法人</p> <p>⑥ 独立行政法人</p> <p>⑦ 特殊法人</p> <p>⑧ 認可法人</p> <p>⑨ 協議会（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。）</p> |
| <p>5 飼料生産利用体系高効率化対策</p> <p>(1) 飼料生産組織強化対策</p> <p>① ICTの活用等による飼料生産作業の効率化対策</p> <p>② 飼料の生産・販売、作業受託による組織運営の強化対策</p> <p>③ 地域ぐるみでの飼料増産強化対策</p> | <p>5 事業内容欄の5の(1)及び(2)の事業実施主体は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 事業内容欄の5の(1)の事業実施主体は次に掲げる者とする。</p> <p>① 事業内容欄の①及び②の事業実施主体は次に掲げる者とする。</p> <p>ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会</p> <p>イ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）</p> <p>ウ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）</p> <p>エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）</p> <p>オ 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を事業として営むもの（新たに取り組む場合も含む。）。ただし、以下の（ア）又は（イ）に該当するものは除く。</p> <p>（ア） 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。</p> <p>（イ） その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が（ア）に掲げるものの所有に属しているもの。</p> <p>カ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの。</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>② 事業内容の欄の③の事業実施主体は、地方公共団体（必須）、農業協同組合、農業協同組合連合会、地域農業再生協議会、農業委員会、農地中間管理機構等が構成員となり、飼料生産組織、地域の畜産農家、稲作農家、園芸農家等及び飼料生産に関わっている又は関心を有する組織等が参加する協議会等とする。ただし、代表者の定めがあり、かつ組織運営についての規約等の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有しているものとする。</p> |
| <p>(2) 国産濃厚飼料生産・利用拡大対策</p> <p>① 生産実証支援</p> <p>ア 国産濃厚飼料生産実証推進</p> <p>イ 国産濃厚飼料生産体系実証</p> <p>② 生産モデル支援</p> <p>ア 国産濃厚飼料生産モデル推進</p> <p>イ 国産濃厚飼料生産モデル確立</p> <p>③ 子実用とうもろこしの種子確保に向けた調査</p> | <p>(2) 事業内容欄の5の(2)の事業実施主体は次に掲げるとおりとする。</p> <p>① 事業内容欄の5の(2)の①及び②の事業実施主体は次に掲げる者とする。</p> <p>ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会</p> <p>イ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）</p> <p>ウ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）</p> <p>エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）</p> <p>オ 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）</p> <p>カ 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの（以下の（ア）又は（イ）に該当するものを除く。）</p> <p>（ア） 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの</p> <p>（イ） その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が（ア）に掲げるもの（イ又はエに該当するものを除く。）の所有に属しているもの</p> <p>キ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの</p> <p>ク 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人</p> <p>ケ 協議会（次の（ア）から（ウ）までの全ての要件に適合している場合に限る。）</p> <p>（ア） 生産農家、利用農家、農業関係機関（都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等）、本取組に参加する関係組織等により協議会が構成されていること。</p> <p>（イ） 事業の事務手続を適性かつ効率的に行うため、協議会の</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。</p> <p>(ウ) 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。</p> <p>コ その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。)</p> <p>② 事業内容欄の5の(2)の③の事業実施主体は次に掲げる者とする。</p> <p>ア 民間企業 イ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人 ウ 事業協同組合又は事業協同組合連合会 エ 学校法人 オ 特定非営利活動法人 カ 独立行政法人 キ 特殊法人 ク 認可法人 ケ 協議会</p> |
| <p>6 国産飼料資源生産利用拡大対策</p> <p>(1) 未利用資源活用対策</p> <p>① 未利用資源活用の促進</p> <p>ア 未利用資源の有効活用及び生産技術の普及</p> <p>(ア) 未利用資源の有効活用によるエコフィードの生産利用の推進</p> <p>(イ) 未利用資源の生産技術の普及</p> <p>イ 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び高付加価値化畜産物の流通・販売に係る普及</p> <p>(ア) 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進</p> | <p>6 事業内容欄の6の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 事業内容欄の6の(1)の①の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>① 民間企業 ② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ③ 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ④ 学校法人 ⑤ 特定非営利活動法人 ⑥ 独立行政法人 ⑦ 特殊法人 ⑧ 認可法人 ⑨ 協議会（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。）</p> <p>(2) 事業内容欄の6の(1)の②の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>① 農業協同組合又は農業協同組合連合会 ② 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(イ) 高付加価値化畜産物の流通・販売に係る普及</p> <p>② 地域の未利用資源活用の生産体制構築</p> <p>ア エコフィード生産安定供給対策</p> <p>イ エコフィード生産安定供給体制の構築のための技術実践</p> | <p>振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>③ 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)</p> <p>④ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの</p> <p>⑤ 未利用資源を提供又は収集する者、飼料を製造する者、その製造した飼料を利用する畜産農家等が組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがあり、3人以上で構成されているものに限る。)</p> <p>⑥ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>⑦ 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に定める農事組合法人をいう。以下同じ。)</p> <p>⑧ 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。)</p> <p>⑨ 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する団体をいう。)</p> <p>⑩ 株式会社又は持分会社であって、農業(畜産を含む。)を主たる事業として営むもの(以下の(ア)又は(イ)に該当するものを除く。)</p> <p>(ア) 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員数が300人を超えるもの</p> <p>(イ) その総株主又は総出資者の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。)の2分の1以上が(ア)に掲げるもの(③又は⑧に該当するものを除く。)の所有に属しているもの</p> <p>⑪ 協議会(次の(ア)から(ウ)までの要件に適合している場合に限る。)</p> <p>(ア) 生産農家、利用農家、農業関係機関、(都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等)、本取組に参加する関係組織等により構成されていること。</p> <p>(イ) 事業の事務手続を適正かつ効果的に行うため協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等にかかる規約(以下「協議会規約」という。)が定められていること。</p> <p>(ウ) 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。</p> |
|---|--|

| | |
|--|--|
| <p>(2) 放牧活用型持続的畜産生産推進</p> <p>① 肉用牛放牧</p> <p>ア 放牧利用推進</p> <p>イ 放牧牛の導入</p> <p>ウ 放牧条件整備</p> <p>② 放牧酪農</p> <p>ア 放牧利用推進</p> <p>イ 放牧条件整備</p> | <p>(2) 事業内容欄の6の(2)の事業実施主体は次に掲げるとおりとする。</p> <p>① 事業内容欄の6の(2)の事業実施主体は次に掲げる者とする。</p> <p>ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会</p> <p>イ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）</p> <p>ウ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）</p> <p>エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）</p> <p>オ 株式会社又は持分会社であつて、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの（以下の（ア）又は（イ）に該当するものを除く。）</p> <p>（ア） 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの</p> <p>（イ） その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が（ア）に掲げるもの（イ又はエに該当するものを除く。）の所有に属しているもの</p> <p>カ 協議会（次の（ア）から（ウ）までの全ての要件に適合している場合に限る。）</p> <p>（ア） 繁殖農家、肥育農家、農業関係機関（都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等）等の本取組に参加する関係組織等により協議会が構成されていること。ただし、農業者のみで組織する団体は除く。</p> <p>（イ） 事業の事務手続を適性かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。</p> <p>（ウ） 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。</p> <p>キ 農業に取り組む社会福祉法人</p> <p>ク その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）</p> |
|--|--|

別表2 (第5関係)

| 区分 | 経費 | 補助率 | 交付 決定者 | 重要な変更 | |
|-----------------------|---|---|---------------------------------|--|---|
| | | | | 経費の配分の 変更 | 事業の内容 の変更 |
| 1 家畜能力 等向上強化 推進 | 国産農産物 生産基盤強 化等対策事 業費補助金 (1) 乳用牛 ① 遺伝子解析情報を活用し た長命連産の乳用牛の改 良推進 ② 多様な育種素材の評価活 用対策 | 定額 1/2以内 (ただし、受 精卵につい ては1個当 り50千円、 性選別受精 卵につい ては1個当 たり65千円を 上限とす る。) | 大臣 | 経費の欄 に掲げる① から②まで の経費中の 補助率が異 なる経費の 相互間にお ける流用 | 1 事業の 中止又は 廃止 2 補助事 業者の組 織の改編 に伴う名 称等の変 更 3 総事業 費の30% を超える 増及び国 庫補助金 の増 4 総事業 費及び国 庫補助金 の30%を 超える減 |
| | 牛肉等関税 財源国産畜 産物生産基 盤強化等対 策費補助金 (2) 肉用牛 ① 地域固有系統の再構築等 支援対策 ア 近交係数上昇抑制改良 手法の検討 イ 地域固有系統の再構築 ② 多様な種雄牛の活用促進 対策 ア 希少系統種雄牛産子 肥育奨励金 ③ 多様な改良情報の収集・ 分析及び肉用牛の出荷時 | 定額 定額 定額 (1頭当 たり20千円を 上限とす る。) | 大臣 地方農政 局長等 大臣 | 経費の欄 に掲げる① から③まで のそれぞれの 経費の相 互間におけ る経費の 30%を超え る増減 | |

| | | | | |
|---|------------------------|--|---------------|--|
| 牛肉等関税 財源国産畜 産物生産基 盤強化等対 策費補助金 | 期早期化等対策 | | | |
| | ア 産肉情報基盤の強化・活用 | 定額 | | |
| | イ 新たな改良形質の検討・評価 | 定額 | | |
| | ウ 肉用牛の出荷時期早期化対策 | 1/2 以内 | | |
| 国産農産物 生産基盤強 化等対策事 | (3) 豚 | | | 1 経費の欄に掲げる①から④までのそれぞれの経費の相互間における経費の30%を超える増減 |
| | ① 遺伝子検査等の推進 | 定額（ただし、指定交配を行う場合は、1頭当たり100千円を交付する。） | 大臣 | |
| | ② 遺伝的能力評価の基礎となる血縁構築の推進 | | | |
| | ア 地域血縁構築推進 | 1/2 以内（ただし、血縁構築豚については1頭当たり30千円、血縁構築精液については1本当たり3千円を上限とする。） | 地方農政局長等 大臣 | 2 経費の欄に掲げる①から④までの経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用 |
| | イ 全国血縁構築推進 | 1/2 以内（ただし、血縁構築豚については1頭当たり30千円、血縁構築精液については1本当たり3千円を上限とする。） | | |

| | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------|--|----|--|
| 業費補助金 | ウ 種豚改良データ分析のためのプログラム開発 | 定額 | 大臣 | |
| | ③ 遺伝的能力評価を加速するための血縁構築の推進 | 1 / 2 以内 (ただし、血縁構築豚については1頭当たり120千円、血縁構築精液については1本当たり12千円を上限とする。) | 大臣 | |
| | ④ ベンチマークの活用推進 | | 大臣 | |
| | ア ベンチマークの検討 | 定額 | | |
| | イ ベンチマークの導入支援 | 1 / 2 以内 | | |
| (4) 鶏 | | | 大臣 | |
| ① 始原生殖細胞 (PGCs) の凍結保存等技術の習得及び普及 | 定額 | | | 1 経費の欄に掲げる①から②までのそれぞれの経費の相互間における経費の30%を超える増減 |
| ア 技術習得の推進 | | | | |
| イ 技術普及の推進 | | | | |
| ② 始原生殖細胞 (PGCs) の凍結保存等技術を導入及び推進する取組 | 1 / 2 以内 | | | 2 経費の欄に掲げる①から②までの経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用 |

| | | | | | |
|---|--|---|-------------------------------|---|--|
| <p>2 繁殖肥育一貫経営等育成支援</p> <p>牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費補助金</p> | <p>(1)繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策</p> <p>① 交雑種雌牛の導入支援</p> <p>② 和牛受精卵の移植支援</p> <p>(2)地域内一貫生産への円滑な移行対策</p> <p>(3) 公共牧場の新たな活用</p> | <p>定額</p> <p>(1 頭当たり 15 千円を上限とする。)</p> <p>1/2 以内 (移植する雌牛 1 頭当たり 70 千円を上限とする。発情同期化する雌牛 1 頭当たり 5 千円を上限とする。)</p> <p>定額</p> <p>定額</p> | <p>大臣</p> <p>大臣</p> <p>大臣</p> | <p>1 経費の欄に掲げる(1)から(3)までのそれぞれの経費の相互間における経費の 30%を超える増減</p> <p>2 経費の欄に掲げる(1)の経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用</p> | <p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 補助事業者の組織の改編に伴う名称等の変更</p> <p>3 総事業費の 30%を超える増及び国庫補助金の増</p> <p>4 総事業費及び国庫補助金の 30%を超える減</p> |
| <p>3 和牛の信頼確保対策</p> <p>牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費補助金</p> | <p>(1) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング体制の構築</p> <p>(2) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング調査の実施</p> | <p>定額</p> | <p>大臣</p> | | <p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 補助事業者の組織の改編に伴う名称等の変更</p> <p>3 総事業費の 30%を超える増及び国庫</p> |

| | | | | | |
|--|---|---|---------|------------|---|
| | | | | | 補助金の増 4 総事業費及び国庫補助金の30%を超える減 |
| 4 草地生産性向上対策 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金及び牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費補助金 | (1) リスク分散型草地改良推進 リスク分散型草地改良に関連して行う以下の取組に要する経費 ① 事業実施主体が②の取組に関連して行う調査分析及び技術普及 ② 調査分析等に基づき事業実施主体が行うリスク分散型草地改良の取組 | 1/2以内 1/2以内 (10a当たり17千円を限度とする。ただし、施工が完了する前に、自然災害による土壌流出、その他やむを得ない事情が生じたことにより、再施工が必要であると地方農政局長等が認める場合は、この限りでない。) | 地方農政局長等 | | 1 事業の中止又は廃止 2 補助事業者の組織の改編に伴う名称等の変更 3 総事業費の30%を超える増及び国庫補助金の増 4 総事業費及び国庫補助金の30%を超える減 |
| 牛肉等関税財源国産畜 | (2) 飼料作物優良品種利用・安定生産対策 | | 大臣 | 経費の欄に掲げる①か | |

| | | | | |
|---|---|--|--|--|
| 要な経費 | | | | |
| イ 販売先、ほ場及び保管場所の確保 | | | | |
| (ア) 販売先との調整に必要な経費 | 定額 | | | |
| (イ) 販売先へのサンプル輸送経費 | 1 / 2 以内 | | | |
| (ウ) 土地所有者との調整に必要な経費 | 定額 | | | |
| (エ) 荒廃農地の再利用やほ場排水対策等に必要な機械・機器のレンタル経費 | 1 / 2 以内 | | | |
| (オ) 収穫物の保管場所確保の調整に必要な経費 | 定額 | | | |
| (カ) 取組年度に収集した稲わら（ラップされた稲わらは除く）のうち前年度からの増加分を保管するビニールハウスや保管庫の賃料 | 1 / 2 以内 （ただし、 195 千円以内 ／年とする。） | | | |
| ウ 労働力不足の解消、作業安全や技術向上等の組織強化に必要な経費 | 定額 | | | |
| エ 機械整備技能向上に必要な経費 | 1 / 2 以内 （ただし、 農業機械整備技能士の 免許試験費用とし、10 千円以内／ 人とす る。） | | | |
| オ ICT機器の導入及びデータ活用に必要な経費 | 1 / 2 以内 | | | |

| | | | | | |
|---------------------------|------------------------------------|----------|---------|---------|--------------------------------------|
| 牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費補助金 | カ 飼料の生産や稲わらの収集作業の拡大に必要な機械の導入に必要な経費 | 1 / 2 以内 | | | |
| | ③ 地域ぐるみでの飼料増産強化対策 | | 地方農政局長等 | | |
| | ア 地域における飼料生産支援体制の検討等に必要な経費 | 定額 | | | |
| | イ ほ場確保のためのマッチングに必要な経費 | 定額 | | | |
| | ウ 収穫物の保管場所確保のためのマッチングに必要な経費 | 定額 | | | |
| | エ 労働力・人材確保に必要な経費 | 定額 | | | |
| | オ 作業安全対策、栽培技術向上等に必要な経費 | 定額 | | | |
| | (2) 国産濃厚飼料生産・利用拡大対策 | | | | |
| | ① 生産実証支援 | | | | 経費の欄に掲げるそれぞれの経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用 |
| | ア 国産濃厚飼料生産実証推進 | 定額 | 地方農政局長等 | | |
| | イ 国産濃厚飼料生産体系実証 | 1 / 2 以内 | | | |
| | ② 生産モデル支援 | | | 地方農政局長等 | |
| | ア 国産濃厚飼料生産モデル推進 | 定額 | | | |
| | イ 国産濃厚飼料生産モデル確立 | 1 / 2 以内 | | | |
| | ③ 子実用とうもろこしの種子確保に向けた調査 | 定額 | 大臣 | | |

| | | | | | |
|--|--|--|--------------------------|---|--|
| <p>6 国産飼料資源生産利用拡大対策</p> <p>牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費補助金</p> | <p>(1) 未利用資源活用対策</p> <p>① 未利用資源活用促進</p> <p>ア 未利用資源の有効活用及び生産技術の普及</p> <p>(ア) 未利用資源の有効活用によるエコフィードの生産利用の推進</p> <p>(イ) 未利用資源の生産技術の普及</p> <p>イ 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び高付加価値化畜産物の流通・販売に係る普及</p> <p>(ア) 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進</p> <p>(イ) 高付加価値化畜産物の流通・販売に係る普及</p> <p>② 地域の未利用資源活用の生産体制構築</p> <p>ア エコフィード生産安定供給対策</p> <p>イ エコフィード生産安定供給体制の構築のための技術実践</p> | <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>(ただし、畜産局長が別に定める場合はその額)</p> <p>定額</p> <p>1/2以内 (ただし、器具・機材の導入に要する経費とし、上限額は事業実施主体当たり</p> | <p>大臣</p> <p>地方農政局長等</p> | <p>経費の欄に掲げるそれぞれの経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用</p> | <p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 補助事業者の組織の改編に伴う名称等の変更</p> <p>3 総事業費の30%を超える増及び国庫補助金の増</p> <p>4 総事業費及び国庫補助金の30%を超える減</p> |
|--|--|--|--------------------------|---|--|

| | | | | | |
|---------------------------|--|---|---------|--|--|
| | | (複数の地区で実施する必要がある場合は、各地区ごと。) 3,000千円とする。) | | | |
| 牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費補助金 | <p>(2) 放牧活用型持続的畜産生産推進</p> <p>① 肉用牛放牧</p> <p>ア 放牧利用推進</p> <p>イ 放牧牛の導入</p> <p>ウ 放牧条件整備</p> | <p>定額</p> <p>1/2以内 (ただし、家畜を導入する場合の1頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については、275千円、繁殖の用に供する雌牛については、175千円とする。)</p> <p>また、放牧牛を自家生産して利用する場合の1頭当たりの補助額の上限は、40千円とする。)</p> <p>1/2以内 (ただし、放牧地の簡易整備に要する補助額の</p> | 地方農政局長等 | <p>1 経費の欄に掲げるそれぞれの経費の相互間における経費の30%を超える増減</p> <p>2 経費の欄に掲げるそれぞれの経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用</p> | |

| | | | | | |
|--|---|---|--|--|--|
| | <p>② 放牧酪農</p> <p>ア 放牧利用推進</p> <p>イ 放牧条件整備</p> | <p>上限は、10 a 当たり 10 千 円とする。)</p> <p>定額</p> <p>1 / 2 以内 (ただし、放 牧地の簡易 整備に要す る補助額の 上限は、10 a 当たり 10 千 円とする。)</p> | | | |
|--|---|---|--|--|--|